3. 自立支援プログラムについて

現状と見直しの方向性

現状

○被保護世帯が抱える問題は多様

- ・精神疾患等の傷病(社会的入院を含む)、DV、虐待、 若年無業者(NEET)、多重債務、元ホームレス等
- ・社会的きずなが希薄

【被保護者】

【地方自治体の運用】

- ー相談に乗ってくれる人がいない 38.3% (平成15年)
- ・高齢者世帯(特に単身世帯)の増加
 - -平成9年度の世帯数を100とした割合 (平成16年7月) 高齢者世帯 166.5 高齢者単身世帯 164.7

〇保護受給期間が長期にわたる者が少なくない

- 高齢者世帯・傷病障害者世帯を除く世帯の保護受給 期間別の世帯割合 (平成15年度)

~1年	1~3年	3~10年	10~15年	15年~
24.4%	30.8%	34.1%	5.5%	5.2%

- 高齢者世帯・傷病障害者世帯を除く世帯の受給期間 別保護廃止世帯率 (平成12年 → 14年)

12年時の受給期間	2年未満	2~4年	4~6年	6~8年
2年間の廃止率	22.8%	20.3%	18.7%	15.5%

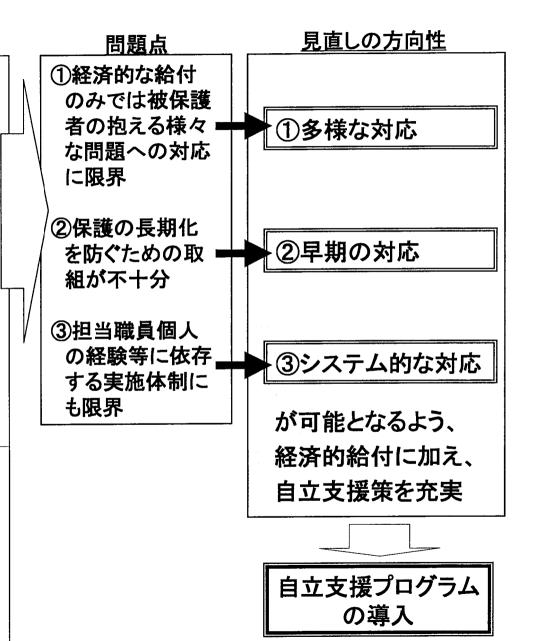
〇実施体制上の問題

- ・担当職員の配置数・その経験の不足
 - -生活保護担当職員の配置状況(平成15年度) 全国 11,408人(1,089人不足)

(参考)生活保護担当職員の不足数の年次推移

H12	H13	H14	H15
354人	576人	858人	1,089人

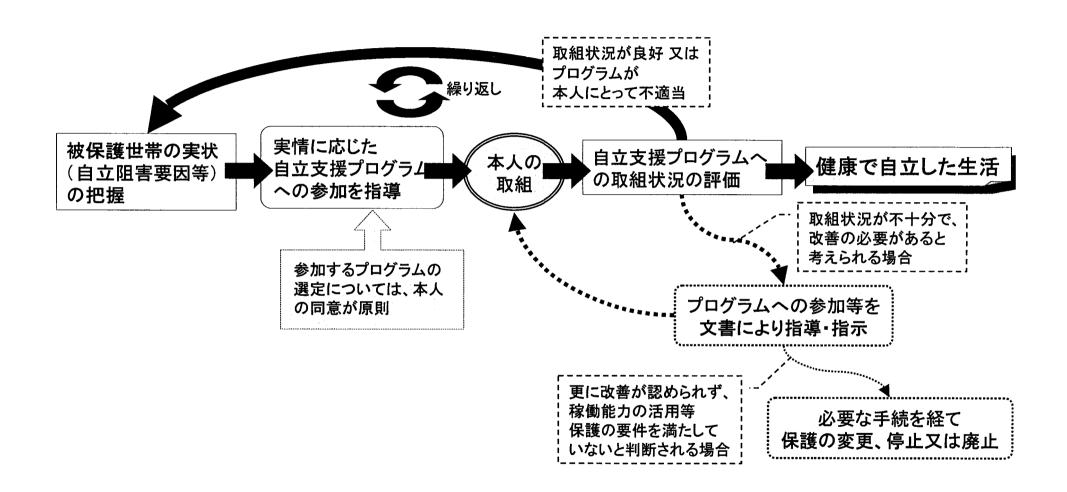
-指導監督担当職員のうち、担当職員経験がない者 全国平均 26.1%(平成15年度)



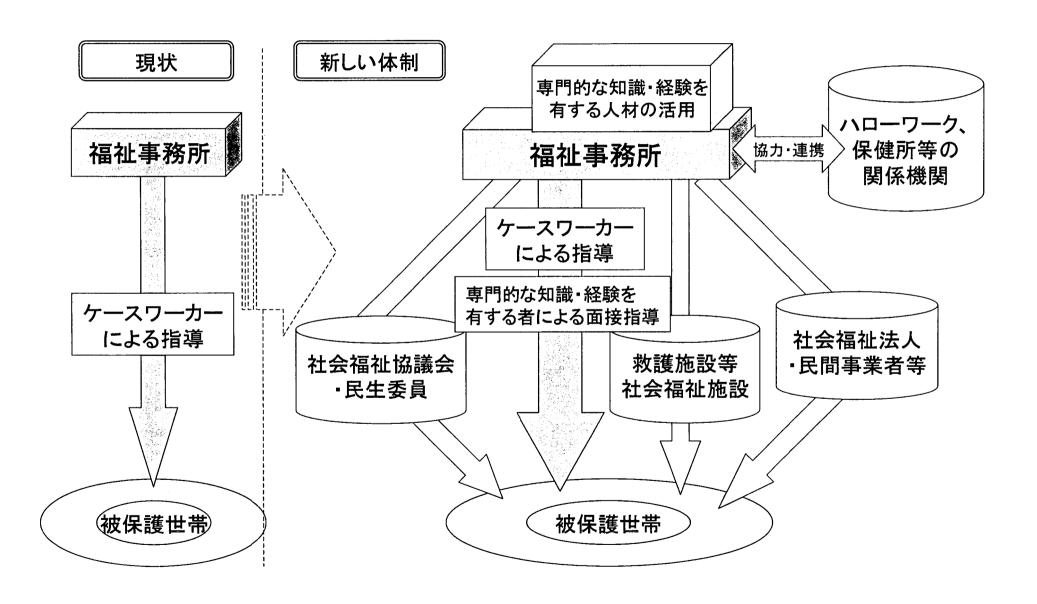
自立支援プログラムの概要

- 1 実施機関は、自主性・独自性を生かして被保護者の実状に応じた多様な 支援メニューを整備
 - (例1) 稼働能力を有する者 → 就労阻害要因を段階的に克服し、就労を実現するためのメニュー
 - 「ひきこもり」、無気力等の場合のグループカウンセリングを通じた日常生活自立支援
 - 福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
 - ・職業訓練や履歴書の書き方、面接の受け方等の具体的就職支援活動を通じた就労自立支援
 - (例2) 社会的入院患者(精神障害者) → 居宅生活への復帰やその維持・向上のためのメニュー
 - ・ 居宅生活等への移行の支援及び居宅生活の支援を通じた日常生活自立支援
 - ・ 福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
 - 福祉的就労や職業訓練等を通じた就労自立支援
 - (例3) 高齢者 → 健康的な自立生活を支えるためのメニュー
 - ・ 筋力向上トレーニング、転倒骨折予防等の介護予防を通じた日常生活自立支援
 - 福祉等における社会参加活動を通じた社会生活自立支援
- 2 被保護者に対して実状に応じたプログラムへの参加を指導するとともに、 プログラムに沿った早期かつシステム的な支援を実施
- 3 被保護者がプログラムへの参加を拒否する場合などには、最終的に保護の停廃止等も考慮

自立支援プログラムに基づいた自立・就労支援の流れ



自立支援推進体制のイメージ



有子世帯(ひとり親世帯の親等)の自立支援プログラム

要保護者の職歴、資格、就労阻害要因等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。

- 原則として就労を求めるが、適職がない場合等には、職業訓練等による職業能力開発(技能 修得等)、試行雇用や福祉的就労等を求める。職業能力開発(技能修得等)等も不可能な場合 には、健康管理・意欲向上支援等を実施する。

◇健康管理・意欲向上支援

・「ひきこもり」、うつ等の者に対して、グループカウンセリング等を実施し、健康面の 問題の改善や将来設計、職業意識の啓発を促したり、社会生活能力を身につける

◇社会貢献活動

- ・社会福祉法人等民間団体が実施する福祉等における社会参加活動等に参加す ることにより、就労習慣や就労意欲の向上を目指す
- ◇職業訓練等による職業能力開発(技能修得等)
- ·公共職業訓練
- ・生業扶助等の活用による職業能力開発(技能修得等)の促進
- ◇試行雇用(トライアル雇用)
- ◇就職活動支援(個別相談・指導、 講習会、グループワークの実施)
 - ・就職活動に係る相談・指導(意欲の向上、職業選択に対する助言等)
 - ・公共職業安定所の活用方法(公共職業安定所への同行、利用方法等)
 - ・履歴書の書き方
 - ・面接の受け方(時間、服装、面接に臨む態度、受け答え)

自立意欲や社会生活 能力が欠如している 場合

就労習慣や就労意欲」 が欠如している場合

職業能力の向上が 就職に効果的な場合

すぐには一般就労に つながらない場合

自ら就職活動を 行う場合

〇児童虐待·遺 棄等の発見・ 防止、不登校 への対応

- ・地域での見守り により早期発見
- ・児童相談所等と の連携
- ・学校との連携

〇保育所等によ る育児支援

就労による自立

有子世帯の親等

就労経験の少ない若年者等の自立支援プログラム

就労経験の少ない若年者等の健康状態、就労意欲、能力、学歴等を踏まえ、次のようなプログラムに 基づく取組を求める。

就労経験の少ない若年者等 ◇健康管理・意欲向上支援 精神的な問題が ・「ひきこもり」、うつ等の者に対して、グループカウンセリング等を実施し、健康面の あると考えられる場合 問題の改善や社会生活能力の習得を図る ◇ヤングジョブスポット 働く意欲が 欠如している場合 ・若年者同士の相互交流等を通じて、職業意識の啓発を図る 職業・進路が ◇就職・進学相談 定まらない場合 ・本人の能力や将来の希望等を把握し、適切な職業・進路選択を助言 職業能力の向上が ◇専門学校や公共職業訓練等による職業能力開発(技能修得等) 就職に効果的な場合 すぐには一般就労に ◇試行雇用(トライアル雇用) つながらない場合 自ら就職活動を行う ◇公共職業安定所、ジョブカフェ等による就職支援 就労による自立

社会的入院患者等(精神障害者等)の自立支援プログラム

社会的入院患者等(精神障害者等)の居宅生活への復帰やその維持・向上等を支援するため、要保護者の病状、退院阻害要因等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。

社会的入院患者等 ◇居宅生活等への移行の支援 (精神障害者等) •退院促進個別援助事業 適切な退院先(アパートや社会福祉施設等)の確保及び退院後の生活に必要な 居宅生活への サービスのコーディネートを行う 移行が可能な場合 ·居宅生活訓練事業(救護施設) 施設において生活訓練を行うとともに、訓練用住居に住まわせ実体験的に生活 訓練を実施 ◇居宅生活の支援 居宅生活を営む上で •退院等居宅生活支援事業 支援が必要な場合 家事、服薬管理等の生活指導、支援 地域住民との交流、創作活動、軽作業等を行う場の提供 居宅生活等による自立 ・グループワーク等による集団療法への参加等 就労習慣や就労意欲 ◇福祉等における社会参加活動 が欠如している場合 ◇福祉的就労 ただちには一般就労 •通所授産施設 •小規模作業所 が困難な場合 ·福祉工場 就労が可能な場合 ◇就労支援 ・職業訓練等による職業能力開発(技能修得等)

就労による自立

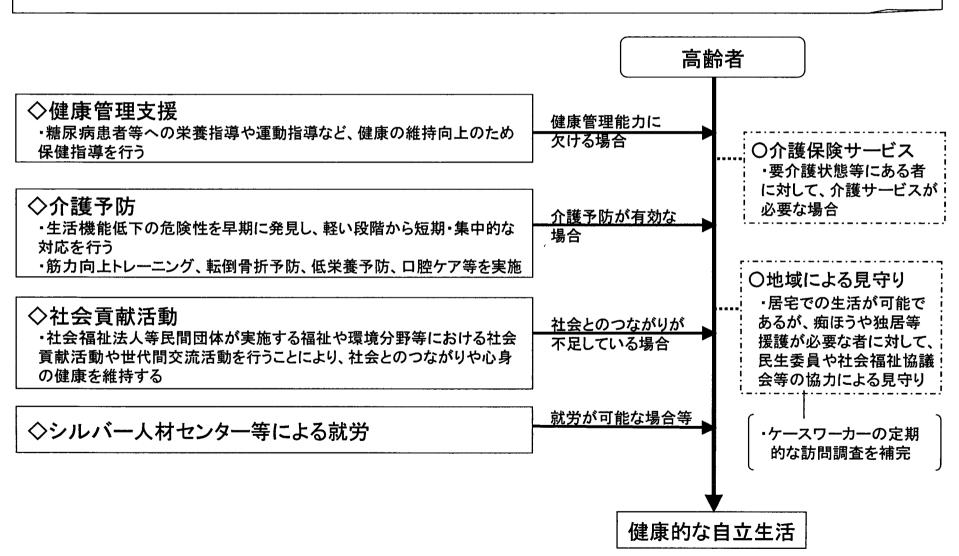
等

•就職活動支援

・試行雇用(トライアル雇用)・職親委託

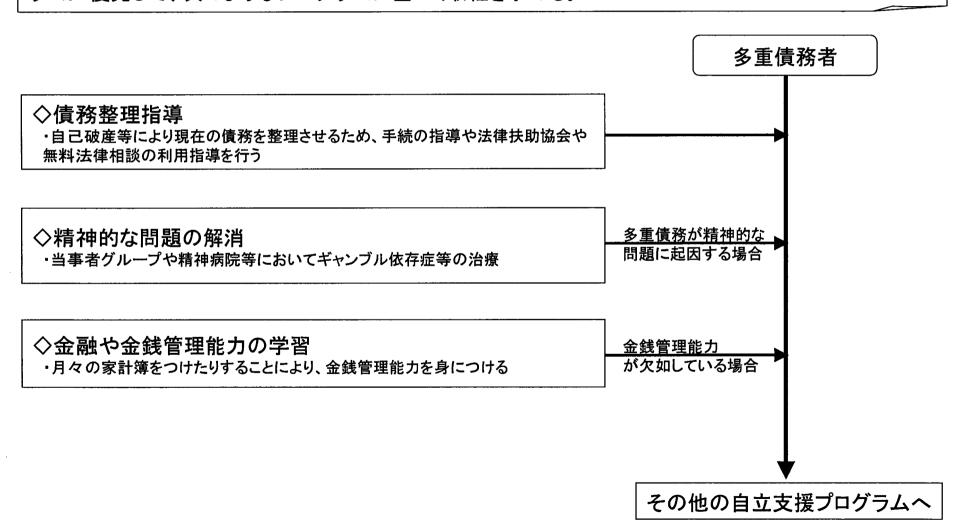
高齢者の自立支援プログラム

要保護者の健康状況等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。



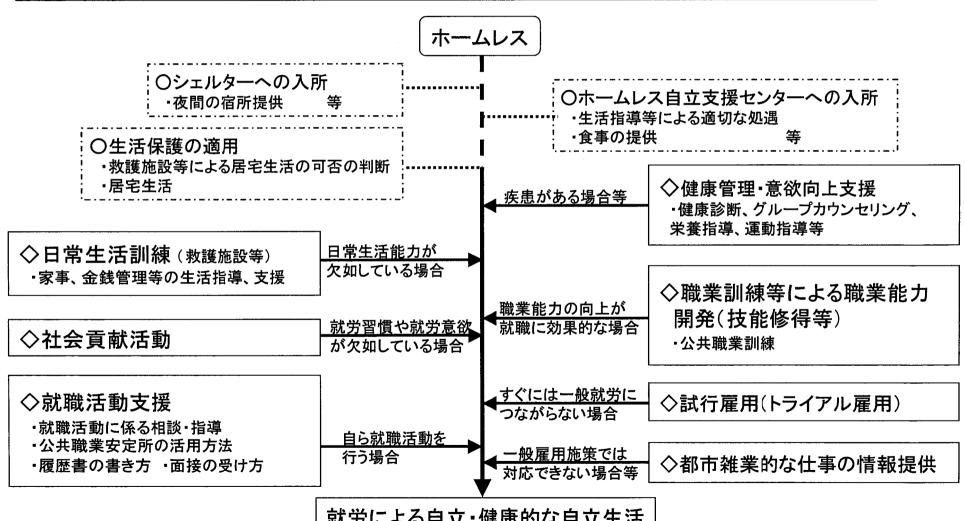
多重債務者の自立支援プログラム

要保護者が多重債務を抱えていることを早期に把握し、その多重債務の原因等を踏まえ、他のプログラムに優先して、次のようなプログラムに基づく取組を求める。



ホームレスの自立支援プログラム

ホームレスの健康状態、就労意欲、職歴等を踏まえ、次のようなプログラムに基づく取組を求める。



就労による自立・健康的な自立生活